

大分南部国有林の地域別の森林計画書

(大分南部森林計画区)

計画期間

自 令和7年4月1日
至 令和17年3月31日

九州森林管理局

目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	3
(1) 自然的背景	3
(2) 社会経済的背景	3
(3) 森林・林業の動向	4
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	5
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	5

II 計画事項

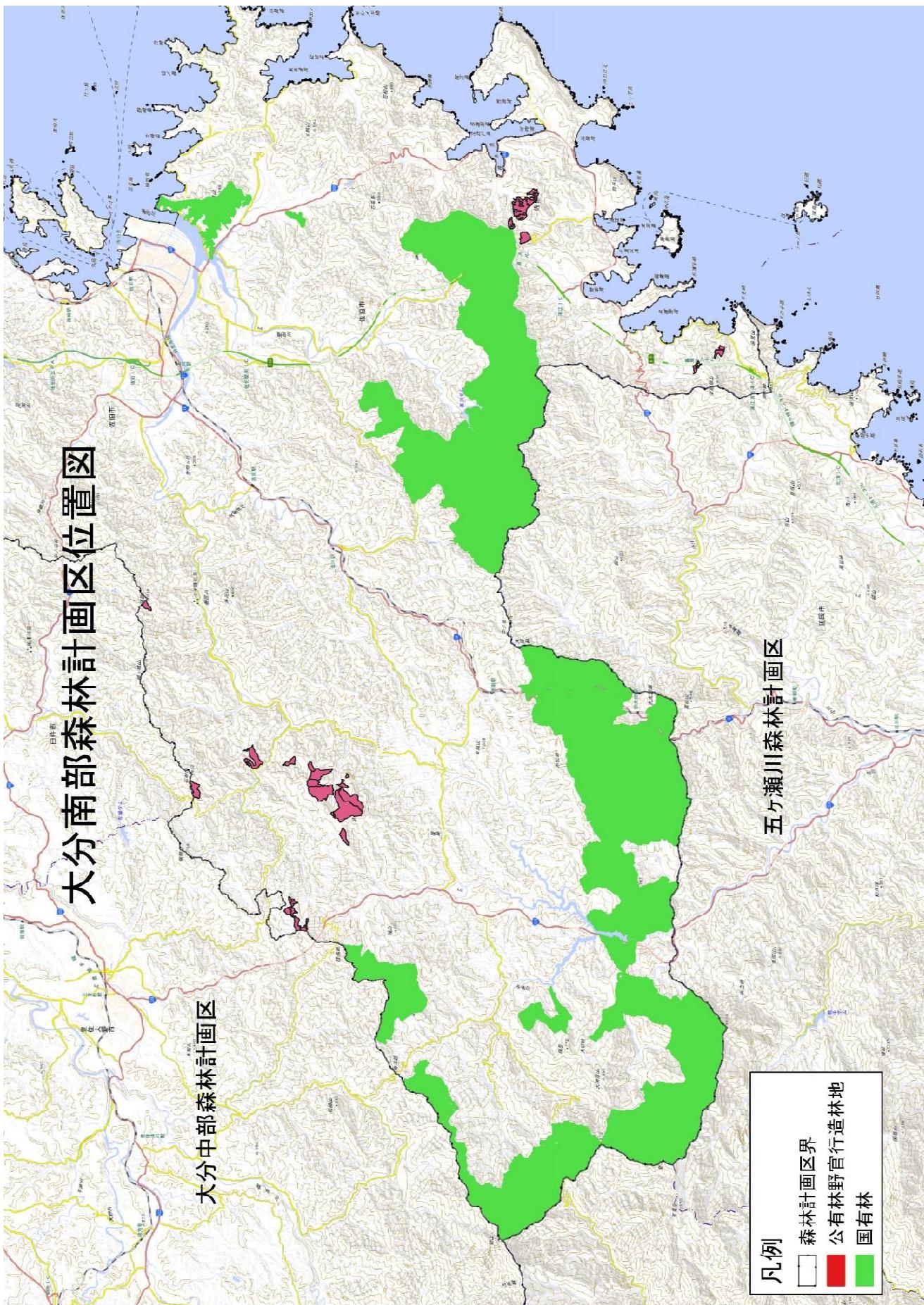
第1 計画の対象とする森林の区域	9
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	10
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	10
(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針	10
(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	14
2 その他必要な事項	14
第3 森林の整備に関する事項	15
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	15
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	15
(2) 立木の標準伐期齢	17
(3) その他必要な事項	17
2 造林に関する事項	17
(1) 人工造林に関する事項	17
(2) 天然更新に関する事項	18
(3) その他必要な事項	19
3 間伐及び保育に関する事項	19
(1) 間伐の標準的な方法	19
(2) 保育の標準的な方法	20
(3) その他必要な事項	22
4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	23
(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	23
(2) その他必要な事項	24
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	24
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	24
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの 基本的な考え方	24
(3) 林産物の搬出方法等	25
(4) その他必要な事項	25

6 森林施業の合理化に関する事項	25
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	25
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	25
(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	26
(4) その他必要な事項	26
第4 森林の保全に関する事項	27
1 森林の土地の保全に関する事項	27
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	27
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	27
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	27
(4) その他必要な事項	27
2 保安施設に関する事項	28
(1) 保安林の整備に関する方針	28
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	28
(3) 治山事業の実施に関する方針	28
(4) その他必要な事項	28
3 鳥獣害の防止に関する事項	28
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	28
(2) その他必要な事項	29
4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	29
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針	29
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	29
(3) 林野火災の予防の方針	29
(4) その他必要な事項	29
第5 計画量等	30
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	30
2 間伐面積	30
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	30
4 林道の開設又は拡張に関する計画	31
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	34
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	34
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	35
(3) 実施すべき治山事業の数量	35
第6 その他必要な事項	36
1 保安林その他制限林の施業方法	36
2 その他必要な事項	37

別表 1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	3 8
1 水源の涵養 ^{かんよう} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3 8
2 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3 8
① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3 8
② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3 9
③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3 9
別表 2 鳥獣害防止森林区域	4 0
別記 1 保安林の森林施業	4 1
別記 2 自然公園等の森林施業	4 2

(附) 参考資料

1 森林計画区の概要	4 5
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	4 5
(2) 地況	4 5
(3) 土地利用の現況	4 6
(4) 産業別生産額	4 6
(5) 産業別就業者数	4 6
2 森林の現況	4 7
(1) 齢級別森林資源表	4 7
(2) 制限林普通林別森林資源表	5 2
(3) 市町村別森林資源表	5 3
(4) 制限林の種類別面積	5 4
(5) 樹種別材積表	5 5
(6) 荒廃地等の面積	5 5
(7) 森林の被害	5 5
(8) 防火線等の整備状況	5 5
3 林業の動向	5 6
(1) 森林組合及び生産森林組合の現況	5 6
(2) 林業事業体等の現況	5 7
(3) 林業労働力の概況	5 7
(4) 林業機械化の概況	5 8
(5) 作業路網等の整備の概況	5 9
4 前期計画の実行状況	5 9
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	5 9
(2) 間伐面積	5 9
(3) 人工造林・天然更新別面積	5 9
(4) 林道の開設及び拡張の数量	5 9
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画	6 0
ア 保安林の種類別面積	6 0
イ 保安施設地区の面積	6 0
ウ 治山事業の数量	6 0
5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	6 0
(1) 森林より森林以外への異動	6 0
(2) 森林以外より森林への異動	6 0
6 森林資源の推移	6 1
(1) 分期別伐採立木材積等	6 1
(2) 分期別期首資源表	6 2
7 その他	6 3
8 主伐時における伐採・搬出指針の制定	6 3



出典：国土地理院地図 地理院タイルに国有林野を追記して作成。

I 計画の大綱

I 計画の大綱

この国有林の地域別の森林計画は、森林法第7条の2規程に基づき、全国森林計画に即して、大分南部森林計画区に係る国有林について、令和7年度から令和16年度までの10年間について樹立するものである。

1 森林計画区の概況

(1) 自然的背景

ア 計画区の位置及び面積

本計画区は、大分県の南部に位置し、佐伯市1市となり、区域面積は90,314haで、大分県面積634,073haの約14%を占めている。

本計画の対象とする国有林は、佐伯市に所在し、傾山団地、宇目団地、青山団地を主体に形成されており、その面積は14,081haとなっている。

イ 地勢

本計画区は、南西部に位置する傾山(1,605m)を中心として、東へ夏木山(1,386m)、桑原山(1,408m)、黒岩山(548m)、場照山(661m)、陣ヶ峰(431m)を経て日向灘に通じる山脈と、傾山から北東へ三国峠(590m)、佩楯山(754m)、冠岳(617m)、彦岳(639m)を経て四浦半島に至る山脈を主峰とし、地形は南西部から北東部に移るにしたがって急峻な地形となる。

河川は、これら山系に源を発する大小無数の溪流を集めて番匠川、堅田川、北川等の河川となって、いずれも東部の豊後水道、日向灘に注いでいる。

ウ 地質及び土壤

地質は、臼杵～八代構造線にはほぼ平行な形で構成されている市東部の上浦津井から木浦鉱山南方の大切峠を経て夏木山方面に至る構造線の北側は、砂岩、粘板岩、チャート等を基岩とする古生層が分布し、南側には、時代未詳の中生層が存在し、砂岩、頁岩、粘板岩等を基岩としている。

土壤は、計画区西部の宇目、直川一帯では、適潤性褐色森林土が広く分布しており、林地生産力が高い地域となっている。これに比べ東部は乾性又は弱乾性の褐色森林土が広く分布しており、林地の生産力はやや低い地域となっている。

エ 気候

本計画区の気候は、一部に内陸型気候区があるが、大部分は南海型気候区に属している。黒潮の影響を受け、太平洋岸特有の晴天に恵まれることが多く、大分県内で最も温暖な地域である。令和5年度大分県統計年鑑によると、過去5年間の年平均気温は17.1℃、年平均降水量は2,106mmで多雨な地域に属している。

(2) 社会経済的背景

ア 土地利用の現況

本計画区の森林面積は78,680haで計画区総面積90,314haの87%にあたる。

本計画の対象とする国有林面積は、14,081ha で森林面積の 18%を占めている。

イ 人口

本計画区の人口は、63 千人であり、県全体の 6 %を占めている。

また、人口密度は、県全体の 173 人／km²に対し、70 人／km²となっている。

ウ 交通

計画区内を JR 豊本線が海岸部を縦断しており、幹線道路は国道 10 号の外、217 号、326 号、388 号が各地域を結び、高速交通体系を担う東九州自動車道「津久見～佐伯」間が、平成 20 年に開通し、「佐伯～県境」間は平成 26 年度に開通した。

エ その他産業の概要

産業別就業人口は、国勢調査（令和 2 年度版）によると、総数 29,764 人で、このうち第一次産業が、2,380 人で 8 %、第二次産業が 7,782 人で 26%、第三次産業が、19,204 人で 65%となつており、第一次産業の内訳は農業が 1,060 人、林業が 272 人、水産業が 1,048 人となつておる。

産業別総生産額は、市町村民経済計算報告書（令和 2 年度版）によると、総額で 2,331 億円、その内訳は第一次産業が 112 億円で 5 %、第二次産業が 708 億円で 30%、第三次産業が 1,499 億円で 64%となつておる。第一次産業の内訳は、農業が 25 億円、林業が 21 億円、水産業 65 億円となつておる。

（3）森林・林業の動向

国有林の概況

本計画区の国有林は、大分森林管理署で管理經營している。

本計画の対象とする国有林面積は 14,081ha で、九州森林管理局管内国有林総面積の 3% を占めている。

蓄積は 4,199 千m³で九州森林管理局管内国有林総蓄積の 3%を占めている。

人工林面積は 8,011ha で人工林率が 58%となつておる。

森林の種類は普通林が 214ha で 2 %、制限林が 13,867ha で 98%を占めている。

制限林のほとんどが保安林であるが、その内水源かん養保安林が 98%を占めている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5カ年（令和2年度～令和6年度）の実行結果の概要については、次のとおりである。（令和6年度は実行予定を計上している。）

伐採立木材積については公有林野等官行造林の主伐を優先したことや、事業体の状況によりその他の間伐については一部実行できず計画を下回った。

造林に関しては、国による更新を必要としない公有林野等官行造林の主伐が中心となつたため、人工造林、天然更新ともに計画を下回る結果となつた。

林道等の開設又は拡張、治山事業については、台風による被災箇所の復旧を優先して実行する必要が生じたことから計画を下回つた。

項目	計画	実行
伐採立木材積	521,000m ³	202,613m ³ (39)
主伐	125,000m ³	84,207m ³ (67)
間伐（材積）	396,000m ³	118,406m ³ (30)
間伐（面積）	3,580ha	800ha (22)
造林面積	503ha	21ha (4)
人工造林	478ha	21ha (4)
天然更新	25ha	ha (-)
林道等の開設又は拡張	開設： 20km 拡張： 26箇所	開設： 3.5km (18) 拡張： 5箇所 (19)
保安林の指定解除	指定： -ha 解除： -ha	指定： 150.98ha 解除： 0.07ha (-)
治山事業		
保安林の整備	273ha	17ha (6)
保全施設	137箇所	7箇所 (5)

注1 ()内数値は計画量に対する実行量の割合(%)である。

3 計画樹立に当たつての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎へ、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造営すべき段階にある。しかしながら、国産材の供給量が着実に増加する一方で、林業採算性の長期低迷等から主伐後の再造林が十分に行われていない現状にある。また、我が国の経済社会は、少子高齢化と人口減少が一層進行するほか、豪雨の増加等により山地災害が頻発するなど大きな情勢の変化が生じている。

このような中で、森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な發揮を図るためにには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然条件、社会的条件、国民のニーズ等に応じて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進め望ましい森林の姿を目指していく。

本計画においては、このような基本的な考え方方に即し、大分南部森林計画区における森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにする。なお、計画の樹立に当たつては、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行が図られるものとなるよう配慮する。

II 計画事項

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別面積

単位 面積 : ha

区分		面積	備考
総計		14,081.32	
市 町 村 別 内 訳	佐伯市	14,081.32	

注1 国有林の地域別の森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

2 森林計画図は、九州森林管理局及び大分森林管理署において縦覧に供する。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能^注を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、森林施業の合理化、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病害虫や野生鳥獣害による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化にも配慮する。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水と連携した国土強靱化対策を推進する。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林G I Sの効果的な活用を図る。

その上で、森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の目標並びに基本方針を以下に定める。

注：国有林の地域別の森林計画においては、森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 かん	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／ 土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射しこみ、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	<p>国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。</p>
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な擾乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成单層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

注1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持する森林資源の状態等は以下のとおり。

単位 面積 : ha

面積	区分	現況	計画期末
		(令和6年3月31日)	(令和17年3月31日)
	育成单層林 育成单層林とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。	7,818	7,530
	育成複層林 育成複層林とは、森林を構成する林木を抾伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。	1,105	1,441
	天然生林 天然生林とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。	5,139	5,107
	森林蓄積 (m³/ha)	306	308

注1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、

下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

- 2 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。
- 3 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。
- 4 「天然生林」には、無立木地、竹林を含む。
- 5 四捨五入の関係で現況及び計画期末期の面積が合わないことがある。

2 その他必要な事項

該当なし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

伐採については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえて行うこととし、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準による。

ア 育成単層林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壤等の自然条件等、林業技術体系等からみて、人工造林又は天然下種第1類及びぼう芽更新等により林地生産力の向上が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施する。

(ア) 主伐に当たっては、自然条件等及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散、伐期の間隔の拡大に配慮する。

また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

(イ) 主伐の時期については、上記ア(ア)のほか、多様な木材需要に対応できるよう、地域における既往の施業体系、樹種特性を踏まえ、下記オ（標準伐期齢におおむね10年を加えた林齢又は標準伐期齢のおおむね2倍）を目安として多様化、長期化を図る。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実や散布状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮する。

イ 育成複層林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壤等の自然条件等、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施する。

(ア) 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件等を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行う。また、主伐の時期は標準伐期齢以上とし、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、帶状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮する。

(イ) 択伐による場合は、林地生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間による。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、上記ア(ウ)による。

ウ 天然生林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壤等の自然条件等、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより的確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施する。

(ア) 主伐については、上記ア(ア)による。

(イ) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。

エ 保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象と同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法による。

オ 主伐の時期

皆伐を行う人工林の主伐の時期は、次のとおり。

樹種	期待径級	仕立方法	主伐時期 の目安
スギ	18~20cm	中仕立	50年
	36cm~	中仕立	70年
ヒノキ	18~20cm	中仕立	55年
	26cm~	中仕立	80年

注 期待径級は、胸高直径とした。

カ 伐採に関する留意事項

(ア) 皆伐を行う森林

1箇所当たりの伐採面積の限度は、おおむね5ha以下（法令等による伐採面積の上限が5ha未満の場合にあっては当該制限の範囲内）とする。ただし、分収林の伐採面積については、契約面積を上限とする。

なお、伐採箇所は努めて分散を図るとともに、適切に保護樹帯等を設置することにより、新生林分の保護、土砂の流出の防備、自然景観の維持等を図る。

また、新植を予定する林分に、利用径級に達しない有用樹の小径木であって、形質の優れているものが生育している場合は、努めて保残する。

(イ) 天然更新を行う森林

天然更新を行う森林は、アカマツ、ケヤキ等の有用天然木を主とする森林であって、天然下種による更新が確実な林分及びシイ類、カシ類、クヌギ、コナラ等の森林であって、ぼう芽による更新が確実な林分とする。

1箇所当たりの伐採面積は、皆伐を行う森林に準ずるが、特に確実な更新を確保するため、伐採区域の形状、母樹の保残等について配慮するとともに、将来旺盛な成長

が期待できる中小径木については、努めて保残し育成する。

伐採を行うに当たっては、天然稚樹の発生状況、種子の結実状況等を勘案し適正な時期を選定する。

(イ) 拝伐を行う森林

沢伐林分については、健全な林分を維持造成するため、林況に応じた沢伐を行い、保護樹帯については、広葉樹を主体とする林分を期待し、新生林分の保護、風致の維持等の保護樹帯の効果を十分發揮できる森林の維持造成に努め、伐採は保護樹帯の防風効果の維持向上を図るため、健全な立木の育成と老齢木の除去を目的とした単木沢伐を行う。

国土保全上重要な箇所については、老齢木・被害木の除去等により森林の各種被害の防止と活性化に資するため、原則として単木沢伐を行う。

水資源の確保、風致景観の維持上重要な箇所については、公益的機能の確保と資源の有効利用を図るため、群状沢伐又は単木沢伐を行う。

(2) 立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、主要な樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の伐採齢及び森林の構成等を勘案して次のとおりとする。

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他針	広葉樹	クヌギ
大分南部	40 年	45 年	35 年	40 年	35 年	10 年

(3) その他必要な事項

該当なし

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、気候、地形、土壤等の自然条件等を的確に掌握した上で、適地適木を原則とし、既往の造林実績及び林産物の需要動向を勘案して最も適合した樹種を選定し、原則としてスギ、ヒノキとする。

なお、苗木の選定については、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。）の導入に努める。

イ 人工造林の標準的な方法

植栽本数は、下表の本数を目安として地位・地利等の立地条件及び植栽品種の特性等を総合的に勘案して決定する。

また、人工造林を行うに当たっては、造林対象地の植生、地形、土壤等の現地の実態

により、枝条存置、枝条筋置等の地拵を行った上で植栽するとともに、造林の低コスト化に向けたコンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。

単位：本/ha

樹種 区分	スギ	ヒノキ
育成単層林	1,500～2,000	1,500～2,000
育成複層林	1,000～2,000	1,000～2,000

注 保安林については、指定施業要件を満たすこと。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、公益的機能の維持や早期回復を図るため、原則として2年以内に更新させる。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種

原則として高木性の樹種を対象とする。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新を導入する場合は、森林の確実な更新を図ることを旨として、下層植生、立地条件、前生樹等を勘案して、地表処理、刈り出し、植え込み及び芽かきを適切に行う。

また、更新が完了していないと判断される場合は、既往の天然有用樹種を勘案の上、最も適合した樹種を選定・植栽等により確実に更新を図る。

樹種ごとの留意事項を以下に示す。

樹種	留意事項
マツ類	原則として天然更新によることとし、マツ類の生態的適地で、かつ、マツ類が現存し植生状態等の立地条件から、天然更新による成林が可能な箇所を選定し、伐採後に刈払い、かき起こし、稚樹刈出し等必要な更新補助作業を行う。
ケヤキ	種子の結実及び林床条件等を考慮して、天然稚樹の発生、生育を促す地表かき起こし等の更新補助作業並びに稚樹が少ない場合には植込み等により更新を図る。
その他広葉樹	有用広葉樹を育成、確保するため地理的条件、土壤条件等から、広葉樹の適地を対象として、ぼう芽による更新を図るとともに刈払い、植込み等の更新補助作業による育成単層林施業及び育成複層林施業を推進する。

(3) その他必要な事項

該当なし

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

間伐は、樹冠がうつ閉し、立木間の競争が生じ始めた林分において、照度不足による下層植生の生育不良で表土の保全に支障が生ずることの無いように実施する。主に目的樹種の一部を伐採し、不適木の除去・林木の配置の調整を行い、適度な下層植生を有する適正な林分構造の維持と根の発達を促す。森林の健全化を図りつつ、間伐木の有効利用を図ることを目的とし、下表を目安として積極的に実施する。

樹 種	主伐時の期待径級	間伐時期（年）			間伐の方法
		初回	2回目	3回目	
ス ギ	18～20cm	20～25	30～35		間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るため、残存林分の樹冠疎密度、樹間距離、樹幹の形質を考えて行う。 また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐を推進する。
	36cm～	20～25	30～35	40～45	
ヒノキ	18～20cm	22～27	32～37		
	26cm～	22～27	32～37	42～47	

(2) 保育の標準的な方法

ア 人工林

育成単層林においては、目的樹木の生育を促進し、形質の向上を図り生産目的に合った健全な森林を確実に造成するため、画一的に行うことなく、目的樹木の生育状況、植生の繁茂状況等現地の実態に応じた保育標準表を目安に、効果的な作業方法、作業時期、回数等を十分検討のうえ適切に行う。

育成複層林においては、目的樹木の生育を促進し、形質の向上を図るため照度の確保を考慮する。

下刈り作業の低コスト化に向け、下刈り回数の削減や筋刈りの普及・定着、特定母樹等初期成長の良い優良苗、中苗（70～100cm）の導入に努める。

	育成単層林	育成複層林
下刈	目的樹木の成長に必要な陽光を与え、健全な生育を図るため目的樹木の生育状況、植生の繁茂状況及び気象等の立地条件を勘案して適切な方法を選択する。	植生の繁茂により樹下植栽木が被圧され又は、照度不足により生育に支障がある場合に行う。
つる切	つるの種類及びその繁茂状況に応じて、目的樹木の生育に支障とならないよう適切に行う。 実施に当たっては、造林木の生育に最も影響を及ぼすクズの根絶を重点に置き、周囲の環境等に配慮した上で除草剤の効果的な使用を図るとともに、その生態的特性を考慮して個体数の少ない伐採前から繁殖力の小さい下刈期にかけて重点的に行う。	
除伐	目的樹木の生育を阻害している雑かん木及び目的樹木のうち被害木等生育の見込みのない不良木を伐除して確実な成林を図るため行う。 実施に当たっては、目的樹木の生育状況を十分見極めるとともに、有用天然木の活用を図るなど現地の実態に応じて適切に行う。 なお、風害その他気象害の恐れがある場合には、実施時期や実施方法等を検討して適切に実施する。	天然木が侵入し、植栽木の生育を阻害する場合、必要に応じ行う。 なお、間伐までの間に本数調整を行う必要がある林分については除伐2類を行う。
除伐2類	スギ、ヒノキ造林地のうち現に過密となっているか、又は、間伐若しくは主伐までの間に本数調整を行わないと過密となることが予想される林分について、その健全性を維持するため、種内競争緩和を目的に主として目的樹木の伐採を行う。 なお、「現に過密になっている林分」とは、Ry0.85程度以上をいう。 また、「過密となることが予想される林分」とは、スギ Ry0.75、ヒノキ Ry0.70程度以上をいう。	

保育標準表（スギ、ヒノキ普通伐期施業群、ケヤキ長伐期施業群、その他人工林施業群）

樹種	保育の種類	実施林齢														
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	～20
スギ ヒノキ	下刈	<				>										
	つる切					<									→	
	除伐									<					→	
広葉樹	下刈	<				>										
	つる切				<				>							
	除伐												<		→	
	台切	<			>											

注1 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

2 広葉樹の台切は、イチイガシ（3～4年）、クヌギ（3～6年）等とし、ぼう芽力が旺盛で二又木や不整形木等となる樹種については必要に応じて実施する。

保育標準表（スギ長伐期施業群、ヒノキ長伐期施業群）

樹種	保育の種類	実施林齢														
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	～20
スギ ヒノキ	下刈	<				>										
	つる切					<									→	
	除伐									<					→	

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

保育標準表（しいたけ原木施業群）

樹種	保育の種類	実施林齢														
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	～20
クヌギ等	下刈	<				>										
	つる切			<							>					
	除伐								<		>					
	台切	<			>											

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

保育標準表（スギ・ヒノキ複層林施業群、その他複層林施業群）

樹種	保育の種類	実施林齢														
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	～20
スギ ヒノキ	下刈	<				>										
	つる切					<									→	
	除伐									<					→	
広葉樹	下刈	<				>										
	つる切			<							>					
	除伐									<					→	

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

イ 天然林

育成単層林及び育成複層林においては、有用天然木の生育と植生の繁茂状況等現地の状況を考慮のうえ適切に保育を行う。

	育成単層林／育成複層林
下刈	植込みを行った部分に導入する。 なお、天然下種第2類で更新を完了した箇所のうち、有用天然木が競合植生により被圧され、成立本数の減少や成長阻害の恐れがある箇所についても必要に応じて下刈を実施する。
つる切	つる類の繁茂が著しく、有用天然木の形質を阻害する恐れのある箇所とする。
除伐	除伐箇所は、有用天然木の混交割合が本数率で30%以上を占め、かつ、3mの通直木がha当たり4,000本以上成立している林分であって、有用天然木以外の上木等の影響を受け光不足のため生育が阻害される恐れのある箇所とする。

更新・保育標準表（育成単層林（天然林型）へ導くための施業）

作業種		林齢	伐採前 2年	伐採 1年	伐採 1年	伐採後 2年	更新完了 1	2	3	4	5	6	7			15 ～ 20
更新	ササ処理	↔↔														
補助	地かき		↔↔													
作業	刈出し				↔↔											
	植込み					↔↔										
下刈							↔									
つる切								↔						→		
除伐															↔↔	

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

なお、下刈は、植込み箇所を対象に実施する。

更新・保育標準表（育成複層林（天然林型）へ導くための施業）

作業種		林種	(伐) 1年	(伐) 2年	更新 完了	2	3	4	5	6			10			15
		地床処理	↔↔													
		刈出し		↔↔												
		植込み			↔↔											
		下刈				↔										
		除伐												↔↔		

注 この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

なお、下刈は植込み箇所を対象に実施する。（伐）は、伐採跡地で更新完了に至らないもの。

- (3) その他必要な事項
該当なし

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、別表1のとおり定める。

また、公益的機能別施業森林の区域設定及び施業の方法の考え方は以下のとおりとする。

区 域	区域設定の考え方	施業方法の考え方
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	水源涵養の高度発揮が求められている森林について、森林の維持及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等についてはこの限りではない。	伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保とともに、自然条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域		それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。 なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、これを推進する。
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	山地災害防止機能・土壤保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地についてはこの限りではない。	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	生活環境保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の体制の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	保健文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。	

(2) その他必要な事項

該当なし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとめ等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成单層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

基幹路網の現状を以下に示す。

単位 延長 : km

区分	路線数	延長
基幹路網	26	81
うち林業専用道	2	5

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための目安となる路網密度の水準及び作業システムの考え方は以下のとおり。

区分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	110m/ha 以上	35m/ha 以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	85m/ha 以上	25m/ha 以上
	架線系作業システム	25m/ha 以上	
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	60<50>m/ha 以上	15m/ha 以上
	架線系作業システム	20<15>m/ha 以上	
急 峻 地 (35° ~)	架線系作業システム	5m/ha 以上	5m/ha 以上

注1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用する。

2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集め、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

3 「急傾斜地」の< >書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(3) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえて行う。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし

(4) その他必要な事項

該当なし

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、新規就業者や現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等に取り組むことが求められている。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることと合わせ、森林組合等の事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むことが重要となっている。

このため、国有林野事業としても、民有林及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的発注、間伐木等の販売等を通じた経営の安定強化策、高性能林業機械の導入を含む機械化の促進のための措置、労働安全衛生対策等により地域の実態に即した林業事業体の雇用の安定化が図られるよう事業発注時期の公表や技術習得情報の提供、研修機会の提供等に努める。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、森林施業の効率化、作業の省力化・軽量化等を推進するため、機械の自動化を含む高性能林業機械等の導入と稼働率の向上を図ることが重要となっている。

このため、素材生産の請負事業の実行に当たっては、搬出路網の拡充、必要な作業土場等の確保、ロットのまとまり、オペレーター養成等の環境整備に配慮し、高性能林業機械の導入促進に努め、生産コストの低減、生産性の向上、労働強度の軽減及び若年労働者の新規参入等の推進に努める。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

国有林材の安定供給システムによる販売等を通じて木材の計画的、安定的な供給や供給ロットの拡大に努め、木材の安定的取引関係の確立等による流通・加工コストの低減に寄与し、需要者ニーズに即した製品を供給しうる体制の確立に民有林と連携しながら取り組む。

(4) その他必要な事項

森林経営管理制度の導入により、民有林において、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託することとなっていることから、国有林事業としても、事業委託に際してはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮するなど、意欲と能力のある林業経営者の育成に取り組むとともに、自ら森林経営を実施する市町村を支援するため、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術者の普及や情報提供に取り組む。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森林の所在		面 積	留意すべき事項	備 考
市 町 村	地区（林班）			
佐 伯 市	101～166 1001～1031、1033～1089 (本丘②11)、(本丘③12) (本丘⑤19) (本丘⑥20、21) (本丘⑦22)、(本丘⑧23) (本丘⑨36) (本丘⑩11、13、28、31)	13,916.34	林地の適切な管理並びに適切な施業の実施により林地の保全を図るほか、土石・樹根の採掘、開墾、その他土地の形質の変更に当たっては、十分留意する。 なお、保安林については上記に留意するほか、各保安林の指定施業要件に基づいて行う。	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 魚つき保安林
総 数		13,916.34		

注 () 書は、公有林野等官行造林地である。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立てる森林の適正な保全と利用との調和を図る。

また、土石の切取り、盛土その他の土地の形質の変更を行う場合には、気象・地形・地質等の自然条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施地区の選定を適切に行う。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等を防止するため、その態様に応じて、法勾配の安定、法面の緑化、土留工等の防災施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設の設置等の適切な保全措置を講ずる。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づいて県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守するなど、厳正に対応する。

(4) その他必要な事項

該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保する。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るために、事前防災・減災の考え方方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに渓間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進する。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け、事業実施等の効果的な対策を講ずる。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種による緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

(4) その他必要な事項

該当なし

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣による被害防止するための措置を実施すべき森林の区域を別表2のとおり定める。

イ 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣からの被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木の保護措置又はわな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の獣害防止対策を推進する。

保護林等においては、上記に準じた鳥獣害防止対策を推進する。

この際、地元行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携する。

(2) その他必要な事項

該当なし

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫等による被害の早期発見及び早期駆除を図るために、適切な森林の巡視に努める。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3(1)に定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3(1)イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、地域と連携した森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施する。

(4) その他必要な事項

該当なし

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積 : 千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1162	824	336	338	255	82	824	569	254
うち前半5年分	573	406	166	165	124	40	408	282	126

注 総数と内訳の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

2 間伐面積

単位 面積 : ha

区分	間伐面積
総数	7,414
うち前半5年分	3,676

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積 : ha

区分	人工造林	天然更新
総数	872	59
うち前半5年分	426	29

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長 : km、面積 : ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	佐伯市	青山林道	3.0 1	366	○	①	
				鳴水谷林道	3.1 1	198	○	②	
				青山148林道	3.1 1	143	○	③	
				築良田162林道	4.4 1	319		④	
				大越・赤木谷林道 (赤木谷側)	1.1 1	313	○	⑤	
				中大越112林道	1.7 1	58		⑥	
				大越・赤木谷林道 (赤木谷側)108支線	3.7 1	205		⑦	
				切込1054林道	1.0 1	68	○	⑧	
				切込1054林道 51支線	1.5 1	82	○	⑨	
				立花1077林道	0.6 1	51	○	⑩	
				立花林道第一支線	2.4 1	93		⑪	
				宗太郎1088林道	1.0 1	84	○	⑫	
				夏木1008林道	2.2 1	100		⑬	
				桑ノ原林道	1.2 1	117	○	⑭	
				小日平1033林道	1.2 1	73		⑮	
				小日平1042林道	1.8 1	247		⑯	
				西山林道	1.0 1	51	○	⑰	

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	佐伯市	冷水林道傾山 2043 支線	2.7 1	93	○	⑯	
				開 設 計	36.7 18				
拡張	改 良	林 道	佐伯市	若山谷林道	0.1 1		○		
				鳴水谷林道	0.5 2		○		
				若山谷林道 121 支線	0.5 1		○		
				播若林道	0.5 1		○		
				芦川林道	0.5 2		○		
				佛口林道	1.5 6		○		
				播磨谷 132 支線	0.5 1		○		
				夷根林道	0.5 1		○		
				芦川林道 139 支線	0.5 1				
				中大越林道	0.5 2		○		
				大越林道	0.5 1		○		
				吹原林道	0.5 1				
				赤松林道	1.0 2				
				宗太郎林道	0.5 2		○		
				立花林道	0.5 1				
				切込林道第 1 支線 48 分線	1.0 3		○		

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	図面 番号	備考
拡張	改良	林道	佐伯市	切込 1059 林道	2.0 5		○		
				切込林道第一支線	1.0 3				
				赤水林道	1.0 1				
				桑ノ原林道	0.5 2		○		
				奥ヶ迫林道	1.0 3		○		
				藤川内林道	1.0 3		○		
				柏山林道	0.5 1				
				傾山林道	0.5 1		○		
				西山林道	0.5 1		○		
				大越・赤木谷林道 (赤木谷側)	2.5 5		○		
		林業専用道		赤松 1070 林道	1.0 5		○		
				立花林道第一支線	0.5 1				
				柏山 1027 林道	0.5 1				
				傾山 1023 林道	0.5 1		○		
				茅野 1031 林道	0.5 1				
拡張計					23.1 62				

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積 : ha

保安林の種類	面 積		備 考
	うち前半5年分		
総数（実面積）	13,843	13,822	
水源涵養のための保安林	13,543	13,523	
災害防備のための保安林	461	461	
保健、風致の保存等のための保安林	130	130	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積 : ha

指定 / 解除	種類	森林の所在		面 積	指定又は解 除を必要と する理由	備考
		市町村	区域(林班)			
	該当なし					

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積 : ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
該当なし					

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

単位 面積 : ha

森林の所在		面 積		指定を必要とする理由	備 考
市町村	区域(林班)	うち前半5カ年分			
該当なし					

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数	うち前半5年分	主な工種	備 考
市 町 村	区 域(林班)				
佐 伯 市	101～119、121、123～125、 127、128、131～133、 135、136、139～141、 143、145、148、151、 152、156、157、160～ 166、1002、1004～1006、 1010～1016、1024～1027、 1029～1031、1033～1038、 1040、1041、1045～1049、 1051～1058、1060～1069、 1073、1074、1076、1077、 1080、1088	102	51	本数調整伐	
佐 伯 市	101～103、106、108 109、111、114、117 119、121、124～128 130、131、142～144 147～152、155、1001、 1004～1006、1010～1012、 1014～1016、1018、1020、 1024、1025、1028、1030、 1031、1036、1037、1045、 1048～1050、1053～1056、 1066、1073、1080、1087	59	30	山腹工、渓間工	
計		161	81		

第6 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
水源かん養保安林	総数		13,552.19	別記1参照		
	佐伯市	101～113、115～159、 161～165、1001～1031、 1033～1089 (本匠②11)、(本匠③12) (本匠⑤19)、(本匠⑥20、21) (本匠⑦22)、(本匠⑧23) (本匠⑨36)、(本匠⑩31)	13,552.19			
土砂流出防備保安林	総数		383.59			
	佐伯市	101～103、111、114、130、 131、133、160、161、 163～166、(本匠⑩28)	383.59			
土砂崩壊防備保安林	総数		47.65			
	佐伯市	136、1036、1038、1062、 1068、1087、1088	47.65			
魚つき保安林	総数		13.10			
	佐伯市	166	13.10			
保健保安林	総数		137.69			
	佐伯市	1006～1008、1010～1012、 1061、1062、1068、1069、 1071～1078、1080、1083、 1085～1087	137.69			
風致保安林	総数		0.61			
	佐伯市	1001	0.61			

注 () 書は、公有林野等官行造林地

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
国定公園 第1種特別地域	総数		327.96	別記2参照		
	佐伯市	1003、1005～1018、1020	327.96			
国定公園 第2種特別地域	総数		15.56			
	佐伯市	(本匠②11)、(本匠⑩11)	15.56			
国定公園 第3種特別地域	総数		2,938.52			
	佐伯市	1001～1022、1089、 (本匠②11)、(本匠⑩11)	2,938.52			
特定母樹林	総数		32.95			
	佐伯市	1026	32.95			
砂防指定地	総数		21.91			
	佐伯市	146～149、151、153、1001、 1068、1073～1077、 1080～1082、1087～1089	21.91			

注 () 書は、公有林野等官行造林地

2 その他必要な事項

該当なし

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分		森林の区域（林班）	面積	施業方法
総数				13,697.95
市 町 村 別 内 訳	佐伯市	101～166、1001～1031、1033～1089	13,697.95	伐期の延長、複層林施業（抾伐以外）、複層林施業（抾伐）のいずれかにより、水源の涵養機能の維持増進を図る。

2 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分		森林の区域（林班）	面積	施業方法
総数				2,792.16
市 町 村 別 内 訳	佐伯市	101～104、108、112～114、118、119、123、124、126、129、131、133～138、141、144～149、151～153、159～166、1001～1021、1026、1028、1033、1035、1036、1038、1061、1062、1068、1069、1071～1078、1080～1089	2,792.16	長伐期施業、複層林施業（抾伐以外）、複層林施業（抾伐）のいずれかにより、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壤の保全機能の維持増進を図る。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分		森林の区域（林班）	面 積	施業方法
総 数				
市 町 村 別 内 訳	佐 伯 市	該当なし		複層林施業（択伐）、により、快適な環境の形成の機能の維持増進を図る。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分		森林の区域（林班）	面 積	施業方法
総 数			1,047.36	
市 町 村 別 内 訳	佐 伯 市	1001、1003、1005～1018、1020 1021、1026、1033	1,047.36	複層林施業（択伐）、により、保健文化機能の維持増進を図る。

別表2 鳥獣害防止森林区域

単位 面積 : ha

区分		対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面 積
総 数				12,650.26
市 町 村 別 内 訳	佐 伯 市	ニホンジカ	101～164、1001～1027、1030、1031 1033～1044、1049～1057、1064～1067 1070～1084、1089 (上入津1)、(本匠②11)、(本匠③12) (本匠⑤19)、(本匠⑥21)、(本匠⑦22) (本匠⑧23)、(本匠⑨36) (本匠⑩11、13、31)、(名護屋4、6、7)	12,650.26

注 () 書は、公有林野等官行造林地

別記1 保安林の森林施業

区分		森林施業	備考
伐採の方法	主伐に係るもの	1 水源かん養、防風、干害防備保安林は、原則として伐採種を定めない。伐期は、標準伐期齢以上とする。 2 土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、水害防備、潮害防備、魚つき、航行目標、保健、風致保安林は、原則として択伐とする。伐期は、標準伐期齢以上とする。 3 落石防止保安林は、原則として禁伐とする。	詳細については箇所別の指定施業要件による。
	間伐に係るもの	1 主伐ができる森林で、伐採ができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 2 禁伐である森林は、原則として伐採を禁止する。	
伐採の限度	主伐に係るもの	1 地形、気象、土壤等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度を定める。 2 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、農林水産省令で定める択伐率による材積を超えないものとする。ただし、その択伐率は、植栽に係る事項が定められた森林で保安林指定後最初に行う箇所は10分の4以下、それ以外の箇所は10分の3以下とする。	詳細については箇所別の指定施業要件による。
	間伐に係るもの	伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積率は、10分の3.5以下とする。	
植栽		植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる箇所を定める。	
方法に係るもの		おおむね、1ha当たり農林水産省令で定める本数以上の割合で均等に植栽する。	
期間に係るもの		伐採年度の翌年度の初日から起算して2年内に植栽する。	
樹種に係るもの		指定施業要件で定める樹種を植栽する。	

別記2 自然公園等の森林施業

区 分	施 業 方 法 の 基 準
自然公園	特別保護地区 禁伐 その他の植物採取も行わないこと。
	第 1 種 特 别 地 域 ・原則禁伐 ・風致維持に支障のない場合単木抎伐 ・抎伐率は現在蓄積の 10%以内 ・伐期齢は、標準伐期齢に 10 年を加えたもの以上とする。
	第 2 種 特 别 地 域 ・原則抎伐 ・伐期齢は、標準伐期齢以上とする。 ・風致の維持に支障のない場合皆伐 一伐区面積は 2 ha 以内。一定の要件を満たせば伐区面積を増大する ことができる。 伐区は努めて分散し、更新後 5 年を経過しなければ連続して設定で きない。 ・車道、歩道等の周辺は、単木抎伐 ・抎伐率 用材林 現在蓄積の 30%以内 薪炭林 現在蓄積の 60%以内
	第 3 種 特 别 地 域 風致の維持を考慮し、特に制限を受けない。
	砂 防 指 定 地 大分県砂防指定地管理規則による。

(附) 參 考 資 料

(附) 参考資料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区分	区域面積 ①	森林面積			森林比率 ②/①×100
		総数 ②	国有林	民有林	
総数	90,314	78,680	14,081	64,598	87
佐伯市	90,314	78,680	14,081	64,598	87

資料1 区域面積は、令和5年全国都道府県市町村別面積調べ（国土交通省国土地理院）

2 民有林面積は、大分県林業統計調べ（令和4年度）

注1 国有林(官行造林を含む)は、令和6年3月31日現在

2 総数と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

3 森林面積は、森林法第2条で定義された森林の面積である。

(2) 地況

ア 気候

観測地	気温 (°C)			年間降水量 (mm)	主風の方向	備考
	最高	最低	年平均			
佐伯市	35.2	-2.9	17.1	2,106	南南西	

資料1 気温及び年間降水量は令和5年版 大分県統計年鑑

資料2 主風の方向は：「気象庁ホームページ」気象観測データ

注 気温及び年間降水量は令和元年～令和5年までの平均値である。

(3) 土地利用の現況

単位 面積 : ha

区分	総数	森林	農地			その他	
			総数	うち田	うち畠	総数	うち宅地
総数	90,314	78,680	1,836	1,340	496	9,717	1,450
佐伯市	90,314	78,680	1,836	1,340	496	9,717	1,450

資料1 総数は、全国都道府県市区町村別面積調（令和5年1月1日）

資料2 森林は、大分県林務管理課調べ（R5.3.31）

資料3 農地・畠は、令和5年版 大分県統計年鑑

資料4 その他、令和5年版 大分県統計年鑑

注 総数と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

(4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

区分	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		計	農業	林業	水産業		
総数	233,149	11,248	2,538	2,187	6,523	70,819	149,990
佐伯市	233,149	11,248	2,538	2,187	6,523	70,819	149,990

資料 県調査統計課 令和2年度「市町村民経済計算報告書」

注 総数と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区分	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		計	農業	林業	水産業		
総数	29,794	2,380	1,060	272	1,048	7,782	19,204
佐伯市	29,794	2,380	1,060	272	1,048	7,782	19,204

資料 総務省統計局 令和2年「国勢調査」

注 総数には「分類不能」の産業に従事するものを含む。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

単位：面積：ha、材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束、成長量：1,000m³

区分			総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級			
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数			14,081.32	4,199	63	44.88	1		157.88			204.52	6	1	77.74	4	1	
人工林	総数	総数	13,706.46	4,199	63	44.88	1		157.88			204.52	6	1	77.74	4	1	
		針	8,013.77	2,896	53	41.96	1		155.19			152.30	5	1	60.88	3		
		広	5,692.69	1,303	10	2.92			2.69			52.22	1		16.86	1		
		総数	8,011.29	3,013	56	43.18	1		157.00			169.63	5	1	67.31	4	1	
		針	6,922.54	2,620	52	41.96	1		155.19			150.73	5	1	60.80	3		
		広	1,088.75	392	4	1.22			1.81			18.90			6.51			
	育单層成林	総数	7,817.59	2,923	54	24.67			46.97			106.59	3		67.31	4	1	
		針	6,746.60	2,544	50	23.45			45.16			103.33	3		60.80	3		
		広	1,070.99	379	4	1.22			1.81			3.26			6.51			
	育複層成林	総数	(193.70)															
		針	193.70	89	1	18.51	1		110.03			63.04	2					
		広	175.94	76	1	18.51	1		110.03			47.40	2					
立木地	天然林	総数	17.76	13								15.64						
		針	5,695.17	1,186	8	1.70			0.88			34.89	1		10.43			
		広	1,091.23	276	1							1.57			0.08			
		総数	4,603.94	911	6	1.70			0.88			33.32	1		10.35			
		針	18.80	2								1.74						
		広	18.80	2								1.74						
	育複層成林	総数	911.74	269	2							3.92			0.28			
		針	306.52	97	1							1.57			0.08			
		広	605.22	172	1							2.35			0.20			
	天然生林	総数	4,764.63	916	6	1.70			0.88			29.23	1		10.15			
		針	784.71	179								29.23	1		10.15			
		広	3,979.92	737	5	1.70			0.88									
竹林																		
無立木地			374.86															

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

区分		5 齢級			6 齢級			7 齢級			8 齢級			9 齢級			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数		167.55	13	1	371.18	36	2	420.25	68	3	636.49	146	6	933.04	337	11	
人工林	総数	167.55	13	1	371.18	36	2	420.25	68	3	636.49	146	6	933.04	337	11	
		49.23	6	1	59.03	11	1	125.88	35	2	255.75	95	4	792.33	302	10	
		118.32	7		312.15	25	1	294.37	33	1	380.74	52	1	140.71	35	1	
	総数	57.09	7	1	77.60	13	1	167.80	41	2	296.96	103	4	857.41	321	11	
		48.68	6	1	58.11	11	1	121.71	34	2	249.21	92	4	790.45	301	10	
		8.41	1		19.49	2		46.09	6		47.75	11		66.96	20		
	育单層成林	57.09	7	1	77.60	13	1	166.59	41	2	296.05	103	4	857.41	321	11	
		48.68	6	1	58.11	11	1	121.71	34	2	249.21	92	4	790.45	301	10	
		8.41	1		19.49	2		44.88	6		46.84	10		66.96	20		
	育複層成林							1.21			0.91						
								1.21			0.91						
立木地	総数	110.46	7		293.58	23	1	252.45	28	1	339.53	44	1	75.63	16		
		0.55			0.92			4.17	1		6.54	3		1.88	1		
		109.91	6		292.66	23	1	248.28	27	1	332.99	41	1	73.75	15		
	育单層成林	2.61			2.44						12.01	1					
		2.61			2.44						12.01	1					
	育複層成林	2.81			3.05			5.91	1		22.75	5		8.10	4		
		0.55			0.92			1.63			4.72	2		1.88	1		
		2.26			2.13			4.28	1		18.03	3		6.22	3		
	天然林	105.04	6		288.09	23	1	246.54	27	1	304.77	37	1	67.53	12		
								2.54	1		1.82	1					
		105.04	6		288.09	23	1	244.00	26	1	302.95	37	1	67.53	12		
竹林																	
無立木地																	

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

区分			10歳級			11歳級			12歳級			13歳級			14歳級			
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数			735.31	285	7	1,124.45	432	8	1,721.48	699	10	1,802.98	742	8	1,102.09	421	4	
人工林	総数	総数	735.31	285	7	1,124.45	432	8	1,721.48	699	10	1,802.98	742	8	1,102.09	421	4	
		針	661.15	262	7	985.46	387	7	1,323.98	548	8	1,377.64	605	7	743.83	307	3	
		広	74.16	23		138.99	46	1	397.50	151	1	425.34	137	1	358.26	114	1	
	総数	総数	710.14	280	7	1,082.53	425	8	1,475.90	622	9	1,526.39	668	7	853.97	359	3	
		針	660.83	262	7	984.60	386	7	1,254.83	521	8	1,322.12	587	7	699.40	294	3	
		広	49.31	19		97.93	39		221.07	101	1	204.27	81	1	154.57	65		
	育单層成林	総数	710.14	280	7	1,082.53	425	8	1,475.90	578	8	1,526.39	641	7	853.97	343	3	
		針	660.83	262	7	984.60	386	7	1,254.83	489	7	1,322.12	561	7	699.40	279	3	
		広	49.31	19		97.93	38		221.07	89	1	204.27	80	1	154.57	64		
	育複層成林	総数				(1.48)			(95.46)		43	1	(58.01)			(36.63)		16
		針								32			26				16	
		広								11			1					
立木地	総数	総数	25.17	4		41.92	7		245.58	78	1	276.59	74	1	248.12	62		
		針	0.32			0.86			69.15	27		55.52	18		44.43	13		
		広	24.85	4		41.06	7		176.43	51		221.07	56		203.69	49		
	育单層成林	総数																
		針																
		広																
	育複層成林	総数							168.66	63	1	133.07	41		99.68	31		
		針							68.06	27		39.51	13		32.83	10		
		広							100.60	36		93.56	28		66.85	21		
	天然林	総数	25.17	4		41.92	7		76.92	15		143.52	33		148.44	31		
		針	0.32			0.86			1.09			16.01	5		11.60	3		
		広	24.85	4		41.06	7		75.83	15		127.51	28		136.84	28		
竹林																		
無立木地																		

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

区分			15歳級			16歳級			17歳級			18歳級			19歳級			
			面積	材積	成長量													
総数			683.52	202	1	455.69	110	1	510.18	128		172.72	42		215.15		49	
人工林	総数	総数	683.52	202	1	455.69	110	1	510.18	128		172.72	42		215.15		49	
		針	285.78	95	1	85.80	22		138.18	35		39.21	11		51.35		13	
		広	397.74	106	1	369.89	88		372.00	93		133.51	31		163.80		37	
	育单層成林	総数	308.66	112	1	41.19	15		32.16	10		22.90	9		24.30		7	
		針	213.25	78	1	26.77	11		23.66	8		15.23	6		18.69		5	
		広	95.41	34		14.42	4		8.50	3		7.67	3		5.61		2	
	育複層成林	総数	308.66	112	1	41.19	15		32.16	10		22.90	9		24.30		7	
		針	213.25	78	1	26.77	11		23.66	8		15.23	6		18.69		5	
		広	95.41	34		14.42	4		8.50	3		7.67	3		5.61		2	
立木地	育单層成林	総数																
		針																
		広	374.86	90	1	414.50	96		478.02	118		149.82	33		190.85		43	
	育複層成林	総数	374.86	90	1	414.50	96		478.02	118		149.82	33		190.85		43	
		針	72.53	17		59.03	12		114.52	28		23.98	5		32.66		8	
		広	302.33	73		355.47	84		363.50	90		125.84	28		158.19		35	
	天然林	育单層成林	総数															
		針																
		広																
	育複層成林	総数	102.49	31		21.98	6		114.87	34		22.03	5		69.94		18	
		針	32.66	10		7.91	2		41.44	12		4.55	1		22.72		6	
		広	69.83	21		14.07	4		73.43	22		17.48	4		47.22		12	
	天然生	森林	総数	272.37	59		392.52	89		363.15	84		127.79	28		120.91		25
		針	39.87	7		51.12	9		73.08	15		19.43	4		9.94		2	
		広	232.50	52		341.40	80		290.07	69		108.36	24		110.97		23	
竹林																		
無立木地																		

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位：面積：ha、材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束、成長量：1,000m³

区分		20歳級			21歳級以上			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数		123.96	27		2,045.40	450		
人工林	総数	123.96	27		2,045.40	450		
		針	36.45	8	592.39	145		
		広	87.51	18	1,453.01	305		
	育成林	総数	1.77	1	37.40	12		
		針	0.44		25.88	9		
		広	1.33		11.52	3		
	育成林	総数	1.77	1	37.40	12		
		針	0.44		25.88	9		
		広	1.33		11.52	3		
	育成林	総数			(2.12)			
		針						
		広						
立木地	総数	122.19	26		2,008.00	437		
		針	36.01	8	566.51	136		
		広	86.18	18	1,441.49	302		
	育成林	総数						
		針						
		広						
	育成林	総数	72.07	17	60.13	12		
		針	27.74	7	17.75	4		
		広	44.33	10	42.38	8		
	天然林	総数	50.12	9	1,947.87	425		
		針	8.27	1	548.76	131		
		広	41.85	8	1,399.11	294		
竹林								
無立木地								

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林森林資源表

単位 面積: ha、材積: m³、成長量: m³/年

区分		立木地								無立木地等				計	
		人工林			天然林			竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の土地		
育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計									
制限林	面積	針	6,663.38	175.94	6,839.32		306.09	784.71	1,090.80		7,930.12				
		広	1,060.02	17.76	1,077.78	18.80	602.06	3,979.27	4,600.13		5,677.91				
		計	7,723.40	193.70	7,917.10	18.80	908.15	4,763.98	5,690.93		13,608.03	68.99	3.91	185.91	258.81 13,866.84
	材積	針	2,508.122	76,044	2,584.166		96,722	179,088	275,810		2,859,976				2,859,976
		広	376,742	13,312	390,054	1,502	172,112	736,438	910,052		1,300,106				1,300,106
		計	2,884,864	89,356	2,974,220	1,502	268,834	915,526	1,185,862		4,160,082				4,160,082
	成長量	針	50,038.4	1,178.3	51,216.7		949.4	333.2	1,282.6		52,499.3				52,499.3
		広	3,877.2	156.3	4,033.5	54.8	1,107.6	5,254.6	6,417.0		10,450.5				10,450.5
		計	53,915.6	1,334.6	55,250.2	54.8	2,057.0	5,587.8	7,699.6		62,949.8				62,949.8
普通林	面積	針	83.22		83.22		0.43		0.43		83.65				
		広	10.97		10.97		3.16	0.65	3.81		14.78				
		計	94.19		94.19		3.59	0.65	4.24		98.43	17.30		98.75	116.05 214.48
	材積	針	36,067		36,067		63		63		36,130				36,130
		広	2,293		2,293		367	85	452		2,745				2,745
		計	38,360		38,360		430	85	515		38,875				38,875
	成長量	針	356.4		356.4		0.3		0.3		356.7				356.7
		広	14.3		14.3		1.4	0.6	2.0		16.3				16.3
		計	370.7		370.7		1.7	0.6	2.3		373.0				373.0
計	面積	針	6,746.60	175.94	6,922.54		306.52	784.71	1,091.23		8,013.77				
		広	1,070.99	17.76	1,088.75	18.80	605.22	3,979.92	4,603.94		5,692.69				
		計	7,817.59	193.70	8,011.29	18.80	911.74	4,764.63	5,695.17		13,706.46	86.29	3.91	284.66	374.86 14,081.32
	材積	針	2,544,189	76,044	2,620,233		96,785	179,088	275,873		2,896,106				2,896,106
		広	379,035	13,312	392,347	1,502	172,479	736,523	910,504		1,302,851				1,302,851
		計	2,923,224	89,356	3,012,580	1,502	269,264	915,611	1,186,377		4,198,957				4,198,957
	成長量	針	50,394.8	1,178.3	51,573.1		949.7	333.2	1,282.9		52,856.0				52,856.0
		広	3,891.5	156.3	4,047.8	54.8	1,109.0	5,255.2	6,419.0		10,466.8				10,466.8
		計	54,286.3	1,334.6	55,620.9	54.8	2,058.7	5,588.4	7,701.9		63,322.8				63,322.8

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

単位 面積: h a、材積: m³、成長量: m³/年

市 町 村	区分	立木地										無立木地等					計
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の土地			
		育成单層林	育成複層林	計	育成单層林	育成複層林	天然生林	計									
別府市	面積	針	6,746.60	175.94	6,922.54		306.52	784.71	1,091.23	8,013.77							
		広	1,070.99	17.76	1,088.75	18.80	605.22	3,979.92	4,603.94	5,692.69							
		計	7,817.59	193.70	8,011.29	18.80	911.74	4,764.63	5,695.17	13,706.46	86.29	3.91		284.66	374.86	14,081.32	
	材積	針	2,544.189	76,044	2,620.233		96.785	179,088	275,873	2,896,106							2,896,106
		広	379,035	13,312	392,347	1,502	172,479	736,523	910,504	1,302,851							1,302,851
		計	2,923,224	89,356	3,012,580	1,502	269,264	915,611	1,186,377	4,198,957							4,198,957
	成長量	針	50,394.8	1,178.3	51,573.1		949.7	333.2	1,282.9	52,856.0							52,856.0
		広	3,891.5	156.3	4,047.8	54.8	1,109.0	5,255.2	6,419.0	10,466.8							10,466.8
		計	54,286.3	1,334.6	55,620.9	54.8	2,058.7	5,588.4	7,701.9	63,322.8							63,322.8
森 林 計 画 計	面積	針															
		広															
		計															
	材積	針															
		広															
		計															
	成長量	針															
		広															
		計															
	面積	針	6,746.60	175.94	6,922.54		306.52	784.71	1,091.23	8,013.77							
		広	1,070.99	17.76	1,088.75	18.80	605.22	3,979.92	4,603.94	5,692.69							
		計	7,817.59	193.70	8,011.29	18.80	911.74	4,764.63	5,695.17	13,706.46	86.29	3.91		284.66	374.86	14,081.32	
	材積	針	2,544.189	76,044	2,620.233		96.785	179,088	275,873	2,896,106							2,896,106
		広	379,035	13,312	392,347	1,502	172,479	736,523	910,504	1,302,851							1,302,851
		計	2,923,224	89,356	3,012,580	1,502	269,264	915,611	1,186,377	4,198,957							4,198,957
	成長量	針	50,394.8	1,178.3	51,573.1		949.7	333.2	1,282.9	52,856.0							52,856.0
		広	3,891.5	156.3	4,047.8	54.8	1,109.0	5,255.2	6,419.0	10,466.8							10,466.8
		計	54,286.3	1,334.6	55,620.9	54.8	2,058.7	5,588.4	7,701.9	63,322.8							63,322.8

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

単位 面積 : ha

区分	市町村					
	佐伯市		合計			
保 安 林	水源かん養保安林	13,552.19	13,552.19			
	土砂流出防備保安林	(133.30)	250.29	(133.30)	250.29	
	土砂崩壊防備保安林	(42.86)	4.79	(42.86)	4.79	
	飛砂防備保安林					
	防風保安林					
	水害防備保安林					
	潮害防備保安林					
	干害防備保安林					
	防雪保安林					
	防霧保安林					
	なだれ防止保安林					
	落石防止保安林					
	防火保安林					
	魚つき保安林	13.10	13.10			
保安施設地区	航行目標保安林					
	保健保安林	(137.69)	(137.69)			
	風致保安林	(0.61)	(0.61)			
	計	(314.46)	13,820.37	(314.46)	13,820.37	
	砂防指定地	(4.73)	17.18	(4.73)	17.18	
国 立 公 園	特別保護地区					
	第一種特別地域					
	第二種特別地域					
	第三種特別地域					
	地種区分未定地域					
国 定 公 園	計					
	特別保護地区					
	第一種特別地域	(325.14)	2.82	(325.14)	2.82	
	第二種特別地域	(13.67)	1.89	(13.67)	1.89	
	第三種特別地域	(2,913.87)	24.65	(2,913.87)	24.65	
自然 都 道 府 県 立 公 園	地種区分未定地域					
	計	(3,252.68)	29.36	(3,252.68)	29.36	
	第一種特別地域					
	第二種特別地域					
	第三種特別地域					
原生自然環境保全地域	地種区分未定地域					
	計					
	自然環境保全地域特別地区					
	都道府県自然環境保全地域特別地区					
	鳥獣保護区特別保護地区					
緑地保全地区	緑地保全地区					
	風致地区					
	特別母樹林	(32.95)		(32.95)		
	史跡名勝天然記念物					
	種の保存法による管理地区					
その他	その他					
	合計	(3,604.82)	13,866.91	(3,604.82)	13,866.91	

注：上段の区分より記入し、他の制限林と重複する場合は（ ）外書とした。

(5) 樹種別材積表

単位 材積 : m³

樹種		人工林	天然林	計
針葉樹	スギ	1,202,962	34,302	1,237,264
	ヒノキ	1,107,780	25,827	1,133,607
	サワラ	14	—	14
	アカマツ	301,798	127,226	429,024
	クロマツ	7,124	1,274	8,398
	モミ	—	24,096	24,096
	ツガ類	—	63,146	63,146
	他針葉樹	555	2	557
小計		2,620,233	275,873	2,896,106
天然林	カシ類	1,458	—	1,458
	クヌギ	403	1,885	2,288
	カエデ類	273	—	273
	タモ類	—	89	89
	その他広葉樹	390,213	908,530	1,298,743
	小計	392,347	910,504	1,302,851
合計		3,012,580	1,186,377	4,198,957

資料 大分森林管理署（令和6年3月31日現在）

(6) 荒廃地等の面積

単位 面積 : ha

区分		荒廃地	荒廃危険地
総数		36.61	9.75
市内町 村別	佐伯市	36.61	9.75

資料 大分森林管理署（令和6年3月31日現在）

(7) 森林の被害

単位 面積 : ha

種類	火災			風害			
	年度	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度
総数	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
佐伯市	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
種類	虫害			獣害（野兔、鹿等別）			
年度	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	
総数	0.00	0.00	0.00	0.00	7.23	0.00	
佐伯市	0.00	0.00	0.00	0.00	7.23	0.00	

資料 大分森林管理署（令和6年3月31日現在）

(8) 防火線等の整備状況

該当なし

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町村別	組合名	組合員数	常勤役職員数	出資金総額	組合員所有(又は組合経営)	備考
森林組合	総 数	1	4,658	40	720,771	45,393
	佐伯市	佐伯広域森林組合	4,658	40	720,771	45,393
生産森林組合	佐伯市	総 数	15	1,011	—	53,445
		下堅田	365	—	3,650	278
		中野河内	—	—	—	—
		畠野浦	259	—	6,644	178
		棧敷	120	—	3,600	1,271
		八迫	18	—	—	21
		門前	—	—	—	—
		樺野	—	—	—	—
		大野谷	—	—	—	—
		車	22	—	1,540	37
		宇藤木	16	—	13,300	434
		森崎	—	—	—	—
		波当津	—	—	—	—
		狩生	42	—	10,500	73
		楠本浦	148	—	8,436	239
		石打	21	—	5,775	139

資料 大分県林務管理課「令和4年度森林組合概況」

(2) 林業事業体等の現況

区分	林業経営体 (造林業、素材生産業)	木材卸売業		木材・木製品製造業		その他	事業体数
		内、素材市場	製造業	その他			
総 数	11	3	3	8	2	—	
佐伯市	11	3	3	8	2		

資料 造林業、素材生産業：大分県認定林業事業体一覧
木材卸売業、木材・木製品製造業：大分県林産振興室調べ

(3) 林業労働力の概況

ア 森林組合作業班員の男女別、年齢別構成

区分	単位 人数：人											
	30歳未満		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳以上		合計	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
総 数	14	0	36	0	28	0	20	2	57	5	155	7
佐伯市	14	0	36	0	28	0	20	2	57	5	155	7

資料 大分県林務管理課「令和4年度森林組合概況」

(4) 林業機械化の概況

単位 数量：台 セット(索道)

機械種名		説明	数量	備考
索道	索道重力式		1	
	索道動力式		4	
集材機	小型集材機	動力10ps未満	1	
	大型集材機	動力10ps以上	11	
自走式搬機			2	
小型運材車		動力20PS未満	511	
		動力20PS以上	13	
フォークリフト			1	
クレーン	運材機能なし	トラッククレーン、ホイールクレーン等		
	運材機能あり	クレーン付きトラック	21	
グラップル	運材機能なし	グラップルローダ作業車	43	
	運材機能あり	グラップルローダ付きトラック	16	
トラクタショベル		搬出、育林用等に係わる土工用	1	
ショベル系掘削機械		搬出、育林用等に係わる土工用	8	
チェンソー			1,941	
刈払機		携帯式刈払機	2,448	
植穴掘機			1	
プロセッサ		枝払い、玉切りする自走式機械	15	
ハーベスター		伐倒、枝払い、玉切りする自走式機械	9	
フォワーダ		積載式集材専用車両	10	
スイングヤーダ		簡易索張方式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備する集材機械	9	
その他の高性能林業機械		従来の高性能林業機械上記7機種以外の高性能林業機械	17	

資料 高性能林業機械の欄は令和6年度高性能林業機械保有台数調査

その他の機械は令和4年度林業機械・器具状況調査による

(5) 作業路網の整備の概況

単位 m			
区分	路線数	延長	備考
総 数	93	221, 083	
佐伯市	93	221, 083	

資料 大分西部森林管理署（令和6年3月31日現在）

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

区分	単位 材積 : 千m ³ 実行歩合 : %								
	伐 採			立 木			材 積		
	計 画		実 行	実 行		歩 合			
主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	
総 数	125	396	521	84	118	202	67	30	39
針葉樹	86	273	359	69	118	187	80	43	52
広葉樹	39	123	162	15	0	15	38	0	9

注1 総数は四捨五入の関係で内数の計とは一致しない。

2 0と表示されているものは、四捨五入により1に満たないものである。

(2) 間伐面積

単位 面積 : ha 実行歩合 : %		
計 画	実 行	実行歩合
3, 580	800	22

(3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積 : ha 実行歩合 : %								
総 数								
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
503	21	4	478	21	4	25	0	0

(4) 林道の開設及び拡張の数量

区分	単位 延長 : km 拡張 : 箇所数 実行歩合 : %					
	開 設 延 長	拡 張 箇 所 数		計画	実行	実行歩合
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	
基 幹 路 網	—	—	0	17	1	6
うち林業専用道	—	—	0	—	—	0

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

種類	指定期			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
水源かん養保安林	—	151	—	—	—	—
土砂防備保安林	—	—	—	—	0.07	—
保健保安林	—	—	—	—	—	—

イ 保安施設地区の面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

面積		
計画	実行	実行歩合
該当なし		

ウ 治山事業の数量

単位 保安林の整備：ha 保全施設：箇所 実行歩合：%

種類	治山事業施工地区数		
	計画	実行	実行歩合
保安林の整備	273	17	6
保全施設	137	7	5

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等レジャー施設用地	住宅、別荘、工場等建物敷地及びその附帯地	採石採土地	その他	合計
—	—	—	—	0.51	0.51

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原野	農用地	その他	合計
—	—	0.81	0.81

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：ha、材積：千m³、延長：km

区分		分期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
伐採立木材積	総数	総数	572	589	469	359	299	202	160	129	
		針葉樹	406	419	274	245	204	137	106	87	
		広葉樹	166	171	196	114	95	65	54	41	
	主伐	総数	164	174	196	203	177	104	76	60	
		針葉樹	124	131	135	132	124	79	56	41	
		広葉樹	40	42	61	72	53	25	20	19	
	間伐	総数	408	416	273	156	122	98	84	68	
		針葉樹	282	287	138	114	81	58	49	46	
		広葉樹	126	128	135	42	41	40	35	22	
造林	総数		455	477	458	438	410	390	392	424	
	人工造林		426	447	429	410	384	366	367	398	
	天然更新		29	30	29	28	26	25	25	27	
	林道開設延長		8	29	11	11	11	11	11	11	

注 総数と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。

(2) 分期別期首資源表

单位 面積：ha、材積：千m³

区分		面積														材積
		総数	1 齡級	2 齡級	3 齡級	4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21齡級 以上	
第I 分期	総数	14,077	45	158	205	78	539	1,057	1,668	2,846	2,905	1,139	683	339	2,045	4,199
	人工林	8,011	43	157	170	67	135	465	1,568	2,558	2,380	350	55	26	37	3,013
	育成单層林	7,818	25	47	107	67	135	463	1,568	2,558	2,380	350	55	26	37	2,923
	育成複層林	194	19	110	63	0	0	0	0	97	95	0	0	0	2	86
	天然林	5,695	2	1	35	10	404	592	101	288	525	789	628	313	2,008	1,186
	育成单層林	19	0	0	2	0	5	12	0	0	0	0	0	0	0	2
	育成複層林	912	0	0	4	0	6	29	8	169	233	124	137	142	60	269
	天然生林	4,765	2	1	29	10	393	551	93	119	292	665	491	171	1,948	916
第II 分期	無立木地	371														
	竹林	0														
	総数	14,077	167	45	158	205	245	790	1,566	1,853	3,484	1,735	954	388	2,169	4,075
	人工林	8,063	167	43	157	170	124	244	1,150	1,786	2,961	1,112	61	47	39	2,780
	育成单層林	7,702	0	25	47	107	124	243	1,149	1,786	2,961	1,112	61	47	39	2,645
	育成複層林	361	167	19	110	63	0	1	3	6	268	45	1	0	2	125
	天然林	5,695	0	2	1	35	121	546	415	67	522	623	893	341	2,130	1,294
	育成单層林	19	0	0	0	2	3	2	12	0	0	0	0	0	0	2
第III 分期	育成複層林	912	0	0	0	4	3	9	31	0	302	202	137	92	132	247
	天然生林	4,765	0	2	1	29	115	535	372	67	220	421	756	249	1,998	1,045
	無立木地	319														
	竹林	0														
	総数	14,077	168	167	45	158	282	538	1,054	1,650	2,807	2,767	1,033	683	2,385	4,233
	人工林	8,040	168	167	43	157	237	134	462	1,549	2,520	2,242	243	55	63	2,899
	育成单層林	7,511	0	0	25	47	174	134	460	1,549	2,520	2,242	243	55	63	2,720
	育成複層林	529	168	167	19	110	63	0	2	16	210	163	10	0	2	161
第IV 分期	天然林	5,695	0	0	2	1	45	404	592	101	288	525	789	628	2,321	1,334
	育成单層林	19	0	0	0	0	2	5	12	0	0	0	0	0	0	3
	育成複層林	912	0	0	0	0	4	6	29	8	169	233	124	137	202	253
	天然生林	4,765	0	0	2	1	39	393	551	93	119	292	665	491	2,119	1,079
	無立木地	342														
	竹林	0														
	総数	14,077	233	168	167	45	362	245	788	1,554	1,823	3,310	1,512	954	2,557	4,360
	人工林	8,022	233	168	167	43	327	124	242	1,139	1,756	2,787	889	61	86	2,995
第V 分期	育成单層林	7,260	0	0	0	25	154	124	241	1,138	1,756	2,787	889	61	86	2,759
	育成複層林	762	233	168	167	19	173	0	3	15	29	361	86	1	2	203
	天然林	5,695	0	0	0	2	36	121	546	415	67	522	623	893	2,471	1,365
	育成单層林	19	0	0	0	0	2	3	2	12	0	0	0	0	0	3
	育成複層林	912	0	0	0	0	4	3	9	31	0	302	202	137	224	256
	天然生林	4,765	0	0	0	2	30	115	535	372	67	220	421	756	2,247	1,106
	無立木地	360														
	竹林	0														
第VI 分期	総数	14,077	274	233	168	167	203	281	537	1,050	1,629	2,640	2,426	1,033	3,067	4,467
	人工林	8,012	274	233	168	167	43	327	133	458	1,529	2,352	1,901	243	119	3,073
	育成单層林	6,977	0	0	0	0	72	173	133	455	1,529	2,352	1,901	243	119	2,770
	育成複層林	1,036	274	233	168	167	129	63	0	2	7	290	249	12	2	247
	天然林	5,695	0	0	0	0	3	45	404	592	101	288	525	789	2,949	1,394
	育成单層林	19	0	0	0	0	0	2	5	12	0	0	0	0	0	3
	育成複層林	912	0	0	0	0	0	4	6	29	8	169	233	124	339	259
	天然生林	4,765	0	0	0	0	3	39	393	551	93	119	292	665	2,610	1,132
第VII 分期	無立木地	370														
	竹林	0														
	総数	14,077	250	274	233	168	212	361	244	786	1,530	1,726	2,916	1,512	3,511	4,562
	人工林	8,027	250	274	233	168	210	325	123	240	1,115	1,659	2,394	889	148	3,151
	育成单層林	6,742	0	0	0	0	25	152	123	239	1,114	1,659	2,394	889	148	2,776
	育成複層林	1,285	250	274	233	168	186	173	0	1	5	33	467	93	3	289
	天然林	5,695	0	0	0	0	2	36	121	546	415	67	522	623	3,363	1,411

7 その他

(1) 分期別伐採立木材積等

第1表 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位 材積：千m³

主伐（皆伐）上限量の目安（年間）
77

8 主伐時における伐採・搬出指針の制定

2林整整第1157号
令和3年3月16日

主伐時における伐採・搬出指針

1 目的

森林資源が本格的な利用期を迎える中、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進することが求められている。

一方で、前線や台風等に伴う豪雨が頻発し、山地災害が激甚化・多様化するようになってきており、山地の崩壊等の発生に対する住民の関心が高まっている状況にある。

このため、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮すべきである。

本指針は、これらを踏まえ、林業経営体等が主伐時における立木の伐採・搬出に当たって考慮すべき最低限の事項を示すものである。

2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ以下に定めるところによる。

(1) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう（森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道は森林作業道として集材路と区別する）。

(2) 土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいう。

3 伐採の方法及び区域の設定

- ① 持続的な林業の確立に向けて、立木の買付けや伐採の作業受託の際に、森林所有者に対して、再造林の必要性等を説明し、その実施に向けた意識の向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努める。
- ② 林地の崩壊の危険のある箇所、渓流沿い、尾根筋等については、森林所有者等と話し合い、林地の保全及び生物多様性の保全に支障が生じないよう、伐採の適否、択伐、分散伐採その他の伐採方法及び更新の方法を決定する。
- ③ 伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を超えて伐採（誤伐）しないように、あらかじめ伐採する区域の明確化を行う。
- ④ 林地の保全及び生物多様性の保全のため、保残する箇所・樹木を森林所有者等と話し合い、必要に応じて渓流沿い、尾根筋での保護樹帯の設定、野生生物の巣に重要な空洞木の保残等を行う。なお、これらの箇所に架線や集材路を通過させなければならない場合は、その影響範囲が最小限となるよう努める。
- ⑤ 気候、地形、土壤等の自然条件を踏まえ、森林の有する公益的機能の發揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連携等を十分考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帶状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させる。

4 集材路・土場の計画及び施工

(1) 林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設

- ① 図面及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、水の流れ及び湧水、土砂の崩落、地割れの有無等を十分に確認する。その上で、集材路・土場の作設によって土砂の流出・崩壊が発生しないよう、集材方法及び使用機械を選定し、必要最

小限の集材路・土場の配置を計画する。

② 伐採・搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、地表を極力損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材によることとする。

③ やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支える等の十分な対策を講じる。

④ 集材路・土場の作設開始後も土質や水の流れなど伐採現場の状態に注意を払い、集材路・土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるように、必要に応じて当該配置に係る計画の変更を行う。

⑤ 集材路の線形は、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせる。

⑥ ヘアピンカーブを設置する必要がある場合は、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置する。

⑦ 集材路・土場の作設により露出した土壤が渓流へ流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路・土場は渓流から距離をおいて配置する。

⑧ 集材路は、沢筋を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。

⑨ 伐採現場の土質が渓流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路・土場の作設を可能な限り避ける。やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が渓流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置する。

⑩ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由することも検討する。このとき、集材路の作設に当たっては、当該隣接地の森林所有者等と調整等を行う。

(2) 人家、道路、取水口周辺等での配慮

① 集材路・土場の作設時には、土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象（土砂、転石、伐倒木等の流出又は落下による被害を防止する対象となるものをいう。以下同じ。）の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象が下方にある場合は、その直上では集材路・土場を作設しない。

② 水道の取水口に濁水が流入しないよう、その周辺では集材路・土場の作設を避ける。

(3) 生物多様性と景観への配慮

① 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生息・生育情報を知った場合には、必要に応じて線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。

② 集材路・土場の作設に当たっては、集落、道路等からの景観に配慮し、集材路・土場の密度、配置及び作設方法を調整する。

(4) 切土・盛土

① 切土・盛土の量を抑えるために、集材路の幅及び土場の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとする。

② 切土高を極力低く抑えるとともに、盛土を行う場合には、しっかりと締め固め、補強が必要な場合には、丸太組み工法等を活用して盛土を安定化させる。

③ 残土が発生した場合には、残土が渓流に流出しないよう渓流沿いを避け、地盤の安定した箇所に小規模に分散して置く。また、流出のおそれがある場合は、丸太組み工法等を活用して対策を講じる。

(5) 路面の保護と排水の処理

① 雨水が集中して路面の長い区間を流下し、又は滞水すると、路面の洗掘及び崩壊の原因となるため、地形を利用して上り坂と下り坂を切り替えるなどの路面の保護のための対策を講じる。

② 路面の排水は、可能な限り尾根部、常時水の流れている谷等の侵食されにくい箇所でこまめに行う。また、崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるため、路面から谷側斜面への排水を促しつつ、横断溝を設け、流末処理も行うとともに盛土箇所の手前で排水するなどの対策を講じる。

(6) 渓流横断箇所の処理

① 渓流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、その維持管理を十分に行う。また、暗渠を用いる場合には、詰まりが生じないように十分な大きさのものを設置することとし、暗渠の呑口の土砂だめの容量を十分確保する。なお、洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げる。

② 洗い越しは、越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路

面に設置するなどにより安定させ、流出のおそれがある場合は、必要に応じて撤去する。

5 伐採・造材・集材における作業実行上の配慮

- ① 集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。
- ② 集材路・土場の路面のわだち掘れ、泥濘化、流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する。
- ③ 伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条・残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払う。
- ④ 伐採後の植栽作業を想定して伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図る。
- ⑤ 枝条等が雨水により渓流に流出することがないように対策を講じ、沢に近い場所への集積は避ける。
- ⑥ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みにすることを避ける。

6 事業実施後の整理

(1) 枝条・残材の整理

- ① 枝条・残材は、木質バイオマス資材等への有効利用に努める。
- ② 枝条・残材を伐採現場に残す場合は、出水時に渓流に流れ出したり、雨水を滯水させたりすること等により林地崩壊を誘発するがないように、渓流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げない。また、林地の表土保護のために枝条の敷設による整理を行う等により、枝条・残材を置く場所を分散させ、杭を打つ等の対策を講じる。

(2) 集材路・土場の整理

- ① 集材路・土場は、原則として植栽等により植生の回復を促すこととし、必要に応じて作設時に剥ぎ取った表土の埋戻し等を行う。また、路面水の流下状況等を踏まえ、溝切り等の排水処置を行う。
- ② 伐採・搬出に使用した資材・燃料等の確実な整理・撤去を行う。
- ③ 全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条・残材等の整理の状況を造林の権限を有する森林所有者等と確認し、必要な措置を行う。

7 その他

- ① 森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道を作設する場合は、集材路ではなく、「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁官通知）に基づく森林作業道として作設する。
- ② 集材路・土場の作設に当たっては、森林法（昭和26年法律第249号）その他の関係法令に基づく各種手続（許可、届出等）を確実に行う。なお、作業箇所が保安林である場合にあっては、同法に基づく保安林における作業許可に係る手続を行わなければならないこと、保安林以外の森林にあっては、集材路の幅員、総延長、土場の面積により、同法の林地開発許可に係る手続の対象となり得ることに留意する。
- ③ 林業経営体等は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組む。
- ④ この指針については、全国の事例を基に適宜見直しを行っていくものとする。